

水銀による環境の汚染の防止に関する法律施行令案 新旧対照条文 目次

一	核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律施行令（昭和三十二年政令第三百二十四号）	1
	（附則第五条関係）	
二	放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律施行令（昭和三十五年政令第二百五十九号）	2
	（附則第六条関係）	
三	水質汚濁防止法施行令（昭和四十六年政令第百八十八号）	3
	（附則第七条関係）	
四	特定工場における公害防止組織の整備に関する法律施行令（昭和四十六年政令第二百六十四号）	4
	（附則第八条関係）	
五	廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和四十六年政令第三百号）	5
	（附則第九条関係）	
六	公益通報者保護法別表第八号の法律を定める政令（平成十七年政令第百四十六号）	6
	（附則第十条関係）	
七	鉱業法第六条の二の鉱物を定める政令（平成二十三年政令第四百十三号）	7
	（附則第十一条関係）	

○核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律施行令（昭和三十二年政令第三百二十四号）（抄）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（法第六十一条の二第三項の政令で定める法令） 第五十四条 法第六十一条の二第三項に規定する政令で定める法令は、次のとおりとする。 一 一五 （略） 十六 水銀による環境の汚染の防止に関する法律（平成二十七年法律第四十二号） 十七 二〇 （略）</p>	<p>（法第六十一条の二第三項の政令で定める法令） 第五十四条 法第六十一条の二第三項に規定する政令で定める法令は、次のとおりとする。 一 一五 （略） （新設） 十六 一九 （略）</p>

○放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律施行令（昭和三十五年政令第二百五十九号）（抄）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（濃度確認を受けた物を放射性汚染物でないものとして取り扱う法令）</p> <p>第二十條の三 法第三十三條の二第三項に規定する政令で定める法令は、次に掲げるものとする。</p> <p>一 〇十一 （略）</p> <p>十二 水銀による環境の汚染の防止に関する法律（平成二十七年法律第四十二号）</p> <p>十三 〇十五 （略）</p>	<p>（濃度確認を受けた物を放射性汚染物でないものとして取り扱う法令）</p> <p>第二十條の三 法第三十三條の二第三項に規定する政令で定める法令は、次に掲げるものとする。</p> <p>一 〇十一 （略）</p> <p>（新設）</p> <p>十二 〇十四 （略）</p>

改 正 案	現 行
<p>別表第一（第一条関係） 一〇二十四（略） 二十五 削除</p> <p>二十六（略） 二十七 前号に掲げる事業以外の無機化学工業製品製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ、ル（略） 二十八〇七十四（略）</p>	<p>別表第一（第一条関係） 一〇二十四（略） 二十五 水銀電解法によるか性ソーダ又はか性カリの製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ、塩水精製施設 ロ、電解施設</p> <p>二十六（略） 二十七 前二号に掲げる事業以外の無機化学工業製品製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ、ル（略） 二十八〇七十四（略）</p>

○特定工場における公害防止組織の整備に関する法律施行令（昭和四十六年政令第二百六十四号）（抄）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
別表第一（第三条関係） 一～四（略） 五 削除 六～三十五（略）	別表第一（第三条関係） 一～四（略） 五 別表第一第二十五号に掲げる施設 六～三十五（略）

○廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和四十六年政令第三百号）（抄）

（傍線部分は改正部分）

改正案

現行

別表第五（第六条の五関係）

別表第五（第六条の五関係）

二〇二五	(略)	(略)	一	<p>水質汚濁防止令別表第一第二十六号イ、ロ及びホ、第二十七号イ、ロ、又及びル、第四十六号イ、ロ及びニ、第四十七号ロからホまで、第五十号、第六十二号ニからへまで、第六十三号ニ及びホ並びに第七十一号の二イに掲げる施設並びにカーバイド法アセチレン誘導品製造業の用に供するアセチレン精製施設（水銀を含有する触媒を使用するものに限る。）並びにこれらの施設を有する工場若しくは事業場から排出される水又はこれらの施設を有する工場若しくは事業場において生じた汚泥、廃酸若しくは廃アルカリの処理施設（下水道終末処理施設を除く。以下同じ。）</p>	(略)
二〇二五	(略)	(略)	一	<p>水質汚濁防止令別表第一第二十五号、第二十六号イ、ロ及びホ、第二十七号イ、ロ、又及びル、第二十八号ホ、第四十六号イ、ロ及びニ、第四十七号ロからホまで、第五十号、第六十二号ニからへまで、第六十三号ニ及びホ並びに第七十一号の二イに掲げる施設並びにカーバイド法アセチレン誘導品製造業の用に供するアセチレン精製施設（水銀を含有する触媒を使用するものに限る。）並びにこれらの施設を有する工場若しくは事業場から排出される水又はこれらの施設を有する工場若しくは事業場において生じた汚泥、廃酸若しくは廃アルカリの処理施設（下水道終末処理施設を除く。以下同じ。）</p>	(略)

○公益通報者保護法別表第八号の法律を定める政令（平成十七年政令第四百十六号）（抄）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>公益通報者保護法別表第八号の政令で定める法律は、次のとおりとする。</p> <p>一〓四百四十三（略）</p> <p>四百四十三の二 水銀による環境の汚染の防止に関する法律（平成二十七年法律第四十二号）</p> <p>四百四十四（略）</p>	<p>公益通報者保護法別表第八号の政令で定める法律は、次のとおりとする。</p> <p>一〓四百四十三（略）</p> <p>（新設）</p> <p>四百四十四（略）</p>

○鉱業法第六条の二の鉱物を定める政令（平成二十三年政令第四百十三号）（抄）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>一 海底又はその下に存在する熱水鉱床をなす金鉱、銀鉱、銅鉱、鉛鉱、<u>そう鉛鉱</u>、<u>すず鉱</u>、アンチモニー鉱、<u>亜鉛鉱</u>、<u>鉄鉱</u>、<u>硫化鉄鉱</u>、マンガン鉱、タングステン鉱、モリブデン鉱、ニッケル鉱、コバルト鉱、ウラン鉱、トリウム鉱及び重晶石</p> <p>二 (略)</p> <p>三 (略)</p>	<p>一 海底又はその下に存在する熱水鉱床をなす金鉱、銀鉱、銅鉱、鉛鉱、<u>そう鉛鉱</u>、<u>すず鉱</u>、アンチモニー鉱、<u>水銀鉱</u>、<u>亜鉛鉱</u>、<u>鉄鉱</u>、<u>硫化鉄鉱</u>、マンガン鉱、タングステン鉱、モリブデン鉱、<u>ニッケル鉱</u>、コバルト鉱、ウラン鉱、トリウム鉱及び重晶石</p> <p>二 (略)</p> <p>三 (略)</p>